

別表第1（第4条関係）

1 建築物

	区分	都市施設	特定都市施設
1	学校等施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他これに類する施設	全ての施設
2	医療等施設	(1) 病院又は診療所（小規模建築物に該当するものを除く。） (2) 助産所 (3) 施術所 (4) 薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）	(1)にあつては、全ての施設 (2)、(3)及び(4)にあつては、用途に供する部分の床面積（改修する場合においては、改修に係る部分の床面積。この部及び2の部において同じ。）の合計が200m ² 以上の施設
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
4	集会施設	(1) 集会場（冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200m ² を超えるもの。） (2) 集会場（冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が200m ² 以下のもの。） (3) 公会堂 (4) 公民館 (5) その他これらに類する施設	(1)にあつては、全ての施設 (2)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 以上の施設 (3)にあつては、全ての施設 (4)及び(5)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 以上の施設
5	展示施設等	展示場その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
6	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 以上の施設
7	宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
8	事務所	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (2) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）	(1)にあつては、全ての施設 (2)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
9	共同住宅等	共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
10	福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	全ての施設
11	運動施設又は遊戯場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
12	文化施設	博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	全ての施設

13	公衆浴場	公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
14	飲食店等	(1) 飲食店 (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	(1)にあつては、用途に供する部分の面積の合計が200m ² 以上の施設 (2)にあつては、用途に供する部分の面積の合計が1,000m ² 以上の施設
15	サービス店舗等	(1) 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (2) 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 以上の施設
16	工業施設	工場その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
17	車両の停車場を構成する建築物	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全ての施設
18	自動車関連施設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設 (2) 自動車修理工場 (3) 自動車洗車場 (4) 給油取扱所 (5) 自動車教習所	(1)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が500m ² 以上の施設 (2)、(3)及び(4)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 以上の施設 (5)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
19	公衆便所	公衆便所	全ての施設
20	公共用歩廊	公共用歩廊	用途に供する部分の床面積の合計が2,000m ² 以上の施設
21	地下街	地下街その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設
22	複合施設	1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設

2 小規模建築物

	区分	都市施設	特定都市施設
1	医療等施設	(1) 診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。) (2) 助産所 (3) 施術所 (4) 薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の施設
2	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 未満の施設
3	集会施設	(1) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が200m ² 以下のもの。) (2) 公民館その他これに類する施設	(1)にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の施設 (2)にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の施設
4	展示施設等	展示場その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 未満の施設
5	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の施設
6	事務所	事務所(他の施設に附属するものを除く。)	用途に供する部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満の施設
7	共同住宅等	共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設	計画戸数が9戸以上かつ用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 未満の施設
8	運動施設又は遊戯場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 未満の施設
9	飲食店	飲食店	用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の施設
10	サービス店舗等	(1) 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (2) 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の施設
11	工業施設	工場その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満の施設
12	自動車関連施設	給油取扱所	用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の施設
13	地下街	地下街その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 未満の施設
14	複合施設	別表第1建築物の部に掲げる区分1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物	用途に供する部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満の施設